

第 39 回泊地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和 7 年 6 月 6 日（金）10：30～11：20

2. 場 所

北海道庁 ※テレビ会議併用

3. 出席者

- （1）国 : 内閣府、原子力規制庁、総務省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、防衛省・自衛隊、気象庁
- （2）関係自治体等 : 北海道、北海道警察本部、岩内・寿都地方消防組合消防本部、羊蹄山ろく消防組合消防本部、北後志消防組合消防本部
- （3）オブザーバー : 泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、北海道電力株
- （4）庶務 : 内閣府 尾畑推進官、湯澤補佐、長澤専門官、山瀬補佐、松浮主査 日下部防災専門官

4. 議 題

- （1）「泊地域の緊急時対応」の改定について
- （2）その他

5. 配布資料

- ・資料 「泊地域の緊急時対応」（全体版）（案）

6. 概 要

- （1）「泊地域の緊急時対応」の改定について

○内閣府から、資料に基づき、「泊地域の緊急時対応」（全体版）（案）について、主な改定のポイントである

- ・北海道による住民への情報伝達体制の強化
- ・新たな道路の開通に伴う避難経路の最適化
- ・放射線防護対策施設の整備
- ・最新の住民の状況等を反映
- ・他地域の緊急時対応で整理された事項等の反映

を中心に説明を行い、出席者間でその内容を確認した。

○陸上自衛隊から、屋内退避の解除に関して、原子炉施設からプルームが到来する可能性がないことやプルームが滞留していないことの確認方法について質問があった。

これに対して内閣府から、プラントの状態を確認して、放射性物質放出の可能性がないことを確認するほか、周辺のモニタリングポストやダストモニタ等で空間中の放射性物質を確認することになる旨の回答があった。

○また、陸上自衛隊から、道路等が通行不能になった場合の道路啓開活動について、放射性物質放出後の民間事業者と実動部隊との分担について質問があった。

これに対して内閣府から、放射性物質放出後に民間事業者による活動が困難となるような場合には、国や自治体からの要請により、実動組織が対応することになるとの回答があった。

○余市町から、町内から一時滞在場所まで避難する際の避難退域時検査場所について、町内の避難退域時検査場所を使用することがあるのかの質問があった。

これに対して内閣府から、避難退域時検査場所については、OILを超過する地域を踏まえて選定することになる旨の回答があった。

○仁木町から、町内から避難先の札幌市までの避難経路について、後志自動車道仁木ICの開通などを踏まえ、今後、札幌自動車道を通る経路を基本避難経路にすることを検討できないかとの発言があった。

これに対して内閣府から、今後、北海道とともに検討したいとの回答があった。

○寿都町から、町内の放射線防護対策施設について、寿都しおさい学園と寿都浄恩学園があるが、現在は寿都浄恩学園に統合されている旨の発言があった。

○原子力規制庁から内閣府に対して、災害発生時の関係地方公共団体からの支援策としての応援協定について、更新されているのではないかとの発言があった。

これに対して内閣府から、今後確認し、必要に応じて修正するとの回答があった。

○内閣府から北海道に対して、医療機関や社会福祉施設の施設数や受入可能人数、更には、避難や一時移転に必要なバスや福祉車両の台数について、調査の進捗状況について質問があった。

これに対して北海道から、庁内関係部局や関係機関等に照会し、一部の機関からは既に回答を得ており、今後、取りまとめに向けて作業を進める旨の回答があった。

(2) その他

○内閣府から、今回示した「泊地域の緊急時対応」(全体版)(案)について、意見等がある場合は、6月13日を目安に連絡をいただきたい旨の依頼を行った。

以 上